

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市伏見区醍醐陀羅谷 1 番 9 9 他地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	京都市東部山間埋立処分地埋立管理計画策定業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課(所)名	埋立事業管理事務所	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 環境政策局

チェック欄	

委 託 概 要

設計業務				式	1
打合せ	式	1	河川構造物設計	式	1

委 託 理 由

本業務は、仮置場の土砂を覆土として利用する際の、安全かつ合理的な掘削採取方法並びに焼却灰を入れる直前となる掘削の最終形状の確定について検討を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2025年7月
歩掛適用年月	2025年7月
基準適用年月	2025年7月
単価地区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【打合せ】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	1.0	
	技師 A	人	2.0	

【設計計画】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.5	

【資料の収集、整理】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師 A	人	0.5	
	技師 C	人	0.5	

【現地踏査】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.5	
	技師 A	人	0.5	

【設計条件の検討】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	1.5	
	技師 A	人	2.0	
	技師 B	人	1.0	
	技師 C	人	3.0	

【覆土掘削の基本方針の策定】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	2.0	
	技師 A	人	3.5	
	技術員	人	2.0	

【設計図面の作成】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師 A	人	1.0	
	技師 B	人	1.0	
	技師 C	人	3.0	
	技術員	人	4.0	

【概算数量の算定】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	技師 B	人	1.0	
	技師 C	人	3.0	

【照査】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	1.0	

【報告書】

1 業務当り

分類	名称規格	単位	数量	摘要
直接人件費	主任技師	人	0.5	
	技術員	人	3.0	

業務委託料内訳書

業務名	京都市東部山間埋立処分地埋立管理計画策定業務委託					業 項 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通		式	1					
共通(設計業務)		式	1					
打合せ等		式	1					
打合せ		業務	1				内 1号	
河川構造物設計		式	1					
設計業務		式	1					
設計業務		式	1					
設計計画		業務	1				内 2号	
資料の収集、整理		業務	1				内 3号	
現地踏査		業務	1				内 4号	
設計条件の検討		業務	1				内 5号	
覆土掘削の基本方針の策定		業務	1				内 6号	
設計図面の作成		業務	1				内 7号	

業務委託料内訳書

業務名	京都市東部山間埋立処分地埋立管理計画策定業務委託					業 項 種 目	土木設計業務 河川構造物設計	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
概算数量の算定		業務	1				内 8号	
照査		業務	1				内 9号	
報告書		業務	1				内 10号	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
旅費交通費		式	1					
旅費交通費 (現地踏査)	ライトバン1.5L、運転台数:1台・日、日当運転時間:1時間	式	1				内 11号	
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					
直接原価(その他原価除く)		式	1					
その他原価		式	1				内 12号	
一般管理費等		式	1				内 13号	
設計業務価格		式	1					

業務委託料内訳書

[illegible]

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	打合せ						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	主任技師		人	1			
	技師 (A)		人	2			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	設計計画						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	主任技師		人	0.5			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	資料の収集、整理						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技師(A)		人	0.5			
	技師(C)		人	0.5			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	現地踏査						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	主任技師		人	0.5			
	技師(A)		人	0.5			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	設計条件の検討						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師			人	1.5			
技師(A)			人	2			
技師(B)			人	1			
技師(C)			人	3			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	覆土掘削の基本方針の策定						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師			人	2			
技師(A)			人	3.5			
技術員			人	2			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	設計図面の作成						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)			人	1			
技師(B)			人	1			
技師(C)			人	3			
技術員			人	4			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	概算数量の算定						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技師(B)		人	1			
	技師(C)		人	3			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 9号	照査						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	主任技師		人	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 10号	報告書						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師			人	0.5			
技術員			人	3			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 11号	旅費交通費 (現地踏査)	ライトバン1.5L、運転台数:1台・日、日 当運転時間:1時間					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接往復費			式	1			03-99-02
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 12号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha \div (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 13号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

特 記 仕 様 書

委託業務名 京都市東部山間埋立処分地埋立管理計画策定業務委託
履 行 場 所 京都市伏見区醍醐陀羅谷 1 番 9 9 他地内

第 1 条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和 7 年 2 月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第 2 条 電子納品

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和 6 年 3 月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で 1 部提出するとともに、紙媒体で 1 部提出する。なお、協議により電子成果品を 2 部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第 3 条 前払金

前払金は、請負代金の 30%以内とする。

第 4 条（管理技術者）

管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、以下の資格を満たすものとする。

- ・ 技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理））もしくは
技術士（建設部門：建設環境）

第 5 条（照査技術者）

1 本業務は照査技術者により照査を行うものとする。

2 照査技術者は、以下の資格を満たすものとする。

- ・ 技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理））

第 6 条 京都市東部山間埋立処分地について

京都市東部山間埋立処分地は、山科音羽川に埋立用ダム（音羽ダム）及び治水利水ダムを設置して河川を付替えたうえで、その谷間を利用した山間埋立方式による一般廃棄物の最終処分場である。

処分地の概要については以下のとおりである。

- (1) 埋立容量 約4, 500, 000m³
- (2) 埋立面積 約240, 000m² (総面積 約1, 564, 000m²)
- (3) 埋立期間 約70年間 (平成12年度供用開始)

(期別内訳)

	第1期埋立	第2期埋立	第3期埋立	第4期埋立	合 計
埋立容量	1,750 千 m ³	440 千 m ³	2,060 千 m ³	250 千 m ³	4,500 千 m ³
埋立面積	10.3ha	4.0ha	10.8ha	4.5ha	24.0ha
埋立進捗					100%

第7条 業務の目的

京都市東部山間埋立処分地では、第3期の埋立予定地としている急峻な旧沢筋に処分地建設時の発生土を仮置きしており、サンドイッチ工法による埋立作業に必要となる覆土として利用している。

本業務は、仮置場の土砂を覆土として利用する際の、安全かつ合理的な掘削採取方法並びに焼却灰を入れる直前となる掘削の最終形状の確定について検討を行うものである。

第8条 業務内容

1 設計計画

業務の目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1112条 業務計画書に基づき業務計画書を作成すること。

2 資料の収集、整理

既往の調査、測量設計等資料の収集、整理を行い、現計画の課題を明確にする。

3 現地踏査

現地踏査を行い、順次掘削作業を進めている仮置場や周辺の地形状況、付替河川や調整池、集水用排水管等の施設状況を把握する。

4 設計条件の検討

ア 地形条件の検討

発生土を仮置きする前と後の地形図（既往測量結果）の重ね合せを行い、付替河川等の場内施設を管理するために必要な存置箇所を把握したうえで、仮置きしている高さ、土量等を確認する。これにより掘削計画及び概算数量等を算出するための準備を行う。

イ 地質条件の検討

仮置場の地盤及び周辺地山の地質状況、仮置きしている土の性状を把握する。そのうえで、掘削作業に伴い崩土が発生しないこと、長期的に掘削法面の安定性が確保できる条件等について検討する準備を行う。

ウ 掘削形状の検討

地形、地質条件を踏まえて、仮置場における掘削を安全に進めていくための法面の勾配、崩土が発生しない形状と運搬道路について検討し、その結果に応じ法面对策の検討も行う。運搬道路の勾配は不整地運搬車での土砂運搬を前提として設定する。

また、各作業段階を経たうえで、焼却灰の埋立を開始する直前となる、掘削の最終的な仕上がり形状の検討を行う。

なお、付替河川等の維持管理は今後にも必要であることから、アクセスのための通路は存置することを前提として検討を行うこと。

5 覆土掘削の基本方針の策定

ア 施工手順の検討

各検討の結果を基に、掘削の最終形状を2案以上作成する。また、各案とも掘削完了までの掘削箇所や仮設備の施工手順について段階毎に取りまとめる。

イ 覆土掘削の基本方針の策定

施工手順にて作成した案を検討し、今後の仮置場における掘削方法と法面の保護対策及び最終的な掘削仕上がり形状についての基本方針を決定する。

6 設計図面の作成

基本方針に基づき図面を作成する。

なお、作成図面は以下のとおりとする。

- ・掘削平面図（1/500）
- ・縦断図
- ・各部横断図（20m 毎）
- ・運搬道路計画平面図、縦断図

7 概算数量の算定

作成した図面より、概算数量（掘削土量）を算定する。

8 照査

以下の事項について照査を行なうものとする。

ア 業務計画書の作成時

基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているか、その内容が適切であるかについて照査を行なう。

イ 施工計画の作成時

検討方針、検討手法及び設計手法が適切であるか、検討結果が妥当なものであるかについて照査を行なう。

9 報告書

本業務で検討及び作成した資料を取りまとめ、報告書を作成する。また、引用した基準等についても、その引用先を明記すること。

10 打合せ協議

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ2回及び成果品納入時の計4回行なうことを想定している。

中間打ち合わせについては、基本条件の決定時、施工計画の決定時に行なうものとするが、必要に応じて打合せ回数を変更できるものとする。（変更が生じた場合は設計変更の対象とする。）

業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち合うものとする。

第9条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第10条 埋立処分地内の注意事項

本業務の履行にあたって、京都市東部山間埋立処分地（以下、埋立処分地）や場内道路を使用して業務を行うため、受注者は本市が行う埋立業務に支障をきたすことなく、本市監督員との連絡を密にし、細心の注意を払い遅延なきよう業務の進捗を図らなければならない。

特に注意する事項については次のとおりとする。

また、受注者は以下及び監督員からの事前指示事項について、本業務に従事する全ての者に新規入場者教育を行い情報共有をはかること。

1 「京都市東部山間埋立処分地敷地内」（埋立処分地、搬入道路及び総合管理事務所等を含んだ施設敷地全体のことで以下、「当敷地」又は「当敷地内」という）は、業務関係車両の入所・退所を「搬入カード」（以下、「カード」という。）で管理しており、事前にカードを作成するため、本業務で使用するすべての車両の車番一覧表を事前に提出すること。

入所時には、総合管理事務所（以下、「当事務所」という）で当日入場する全ての車両のカードを代表者一人に手渡すので、受注者内の受け渡し等を行い、代表者がまとめて保管すること。

当日業務終了後の退所時には、交付したカードを代表者がまとめて当事務所に返却すること。（1回限りのカードの場合は、出口ゲートに取り込まれる。）。

2 入退場を行う業務関係車両については、入退場ルートが決められているため、遵守すること。

なお、詳細な入退場ルートについては、監督員が指示する。

3 当敷地内の走行に際しては、道路交通法の規定に準じること。

4 走行時は必ず前照灯及びパトライトを点灯し安全の確保に努めること。

また、パトライトは、受注者で用意し使用車両等に装着すること。

5 当敷地内の制限速度は、毎時30km以下と定めているので厳守すること。

6 道路や通路を占用して作業する場合は、片側1車線以内で、占用区間の前後には必ず交通誘導警備員を配置し、通過車両の安全確保に努めること。

7 作業の占用区間以外の道路上は駐停車禁止である。占用区間内も最低限の車両のみの駐車とする。

8 道路上の占用は、原則として作業中のみで、作業等が終了すれば、安全を確認の上すみやかに交通解放すること。

9 当敷地内に、年末年始、土・日曜日（その他月～金曜日の祝祭日は除く）は、入所は出来ない。

10 入所時刻は、午前8時45分以降とし、午後4時45分までに当事務所に戻るよう測量等現地作業を行うこととし、原則この時間帯以外の作業は認めない。

11 作業中に事故等が生じた場合は、応急の安全対策等を講じるとともに、直ちに付近の非常電話、携帯電話で当事務所（075-572-8465）に状況を報告すること。

12 本業務に関係する車両が、新奈良街道の交差点から当敷地へ進入および退出する場合

は左折（右折禁止）により行う。

１３ 作業時に仮設休憩施設（仮設トイレ、喫煙場所等）等が必要な場合は、受注者で用意し、その設置場所については、監督員の承諾を受け、適切に管理すること。

１４ 当敷地内での冬場のタイヤチェーンの使用は認めない。

１５ 当敷地内における作業全般については、当事務所の指示に従い本市の作業に支障を生じないように、十分注意すること。

１６ 移動及び作業等に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受注者においてその責任を負うこと。

１７ 濃霧、積雪及び凍結、並びに他の気象条件、または安全走行に支障がある事象等を理由として、当事務所の判断で、一時あるいは終日入所を見合わせる場合があるので、その指示に従うこと。

１８ 当敷地内においては、焼却灰等運搬車両の通行と処分地埋立作業を、本業務より優先させること。

１９ 当敷地内は、携帯電話が繋がらないエリアが多いため、必要な場合、通信手段は受注者で準備すること。

簡 所 図

